

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 13
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業） 弁護士 高田昭英
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー
【報告義務発生日】	平成29年3月9日
【提出日】	平成29年3月16日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ユニバーサルエンターテインメント
証券コード	6425
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	オカダホールディングスリミテッド(OKADA HOLDINGS LIMITED)
住所又は本店所在地	香港、ハーコートロード10、ハチソンハウス1401 1401 Hutchison House, 10 Harcourt Road, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成22年9月13日
代表者氏名	岡田和生
代表者役職	主任董事
事業内容	有価証券投資等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業) 弁護士 渡邊 大貴
電話番号	03-6271-9900

（2）【保有目的】

経営支配（発行会社は当社の子会社であり、当社は今後とも親会社として長期的に保有していく予定）
--

（3）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	54,452,500		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 54,452,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T 54,452,500		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年3月9日現在）	V 80,195,000
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	67.90
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	67.90

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意について

当社は、ドイツ証券株式会社に対し、平成29年3月9日に始まり平成29年9月22日に終了する期間において、一定の例外的な場合を除き、ドイツ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の保有する株券等の売却等を行わない旨を、平成29年3月9日付けで、合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	94,965,160
上記 (Y) の内訳	手形による支払い
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	94,965,160

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地